

## 災害時における広報活動等に関する応援協定書

鈴鹿市（以下「甲」という。）と公益社団法人青年海外協力協会（以下「乙」という。）は、東海、東南海、南海地震等の大規模災害時（以下「災害時」という。）における外国人への広報活動等に関し、次のとおり協定を締結する。

### （目的）

第1条 この協定は、災害時に甲が行う外国人への広報活動等に対する乙の応援に関し、必要な事項を定めるものとする。

### （応援の内容）

第2条 甲は、乙に対し、災害時に次の事項について応援を要請することができるものとする。

- (1) インターネット等を活用した翻訳支援又は通訳支援に関する事項
- (2) 大使館及び領事館との連絡調整に関する事項
- (3) 前各号に掲げるもののほか、外国人の支援のために特に必要であると認める事項

### （応援要請の手続き）

第3条 甲は、乙の応援を受けるにあたっては被害の状況を明らかにしたうえで、乙の担当窓口を通じて電話等により応援を要請し、後日速やかに乙に文書を送付するものとする。

2 乙は、通信の途絶等により甲の担当窓口との連絡がとれない場合には、前項の規定にかかわらず、自主応援活動を行うことができるものとする。

### （応援の実施）

第4条 乙は、応援の要請を受けた場合には、自らの業務に支障のない限り応援に努めるものとする。

### （情報の共有）

第5条 甲及び乙は、平時より防災及び災害に関する情報を交換及び共有するように努めるものとする。

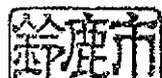
### （担当窓口）

第6条 この協定に関する担当窓口は、次のとおりとする。

- (1) 甲 鈴鹿市生活安全部市民対話課外国人交流室
- (2) 乙 公益社団法人青年海外協力協会総務課

### （有効期間）

第7条 この協定は、協定書締結の日から1年間効力を生じるものとする。なお、期間満了の1ヶ月前までに、甲又は乙から特段の意思表示がない場合は、期間満了の日の翌日から更に1年間更新するものとし、以降も同様とする。





(協議)

第8条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関し疑義が生じた場合は、  
甲乙が協議の上、定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙両者記名押印の上、  
各自その1通を保有するものとする。

平成25年4月1日

甲 三重県鈴鹿市神戸一丁目18番18号  
鈴鹿市  
鈴鹿市長 末松 則子

末松 則子



乙 東京都千代田区一番町23番地3  
公益社団法人 青年海外協力協会  
会長 金子 洋三

金子 洋三

